

新旧对照表

改 正 前

別紙1

静岡県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギーの活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価点の合計が70点以上であること。①から③の評価点の合計が70点に満たない場合、①から③の評価点に④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を以下の表に当てはめた場合の評価点を加えた合計が70点以上であること。

要素	区分	評価点
【東京電力管内（富士川以東）】 ① <u>令和4年度</u> の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh) ※2	0.000 以上 0.375 未満 0.375 以上 0.400 未満 0.400 以上 0.425 未満 0.425 以上 0.450 未満 0.450 以上 0.475 未満 0.475 以上 0.500 未満 0.500 以上 0.525 未満 0.525 以上 0.550 未満 0.550 以上 0.575 未満 0.575 以上 0.600 未満 0.600 以上	70 65 60 55 50 45 40 35 30 25 0
【中部電力管内（富士川以西）】 ① <u>令和4年度</u> の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh) ※2	0.000 以上 0.400 未満 0.400 以上 0.425 未満 0.425 以上 0.450 未満 0.450 以上 0.475 未満 0.475 以上 0.500 未満 0.500 以上 0.525 未満 0.525 以上 0.550 未満 0.550 以上 0.575 未満 0.575 以上 0.600 未満 0.600 以上	70 65 60 55 50 45 40 35 30 0
② <u>令和4年度</u> の未利用エネルギーの活用状況 ※3	0.675 %以上 0 %超 0.675%未満 活用していない	10 5 0
③ <u>令和4年度</u> の再生可能エネルギーの導入状況 ※4	<u>10.00%以上</u> <u>5.00%以上 10.00%未満</u> 2.50%以上 5.00%未満 0%超 2.50%未満 活用していない	20 15 10 5 0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組 ※5	取り組んでいる 取り組んでいない	5 0

対 照 表

改 正 後

別紙1

静岡県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギーの活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価点の合計が70点以上であること。①から③の評価点の合計が70点に満たない場合、①から③の評価点に④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を以下の表に当てはめた場合の評価点を加えた合計が70点以上であること。

要素	区分	評価点
【東京電力管内（富士川以東）】及び 【中部電力管内（富士川以西）】 ① <u>令和5年度</u> の1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh) ※2	0.000 以上 0.375 未満 0.375 以上 0.400 未満 0.400 以上 0.425 未満 0.425 以上 0.450 未満 0.450 以上 0.475 未満 0.475 以上 0.500 未満 0.500 以上 <u>0.520</u> 未満 <u>0.520</u> 以上	70 65 60 55 50 45 40 0
② <u>令和5年度</u> の未利用エネルギーの活用状況 ※3	0.675 %以上 0 %超 0.675%未満 活用していない	10 5 0
③ <u>令和5年度</u> の再生可能エネルギーの導入状況 ※4	<u>15.00%以上</u> <u>8.00%以上 15.00%未満</u> <u>3.00%以上 8.00%未満</u> 0%超 <u>3.00%未満</u> 活用していない	20 15 10 5 0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組 ※5	取り組んでいる 取り組んでいない	5 0

改 正 前

※1 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に算入した電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、算入日から1年間に限って開示予定期間（算入日から1年内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、次の数値とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※3 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況とは、令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

（算定方式）

$$\text{活用状況（%）} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和4年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - (1) 工場等の廃熱又は排圧
 - (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）」第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - (3) 高炉ガス又は副生ガス
3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和4年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

改 正 後

※1 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に算入した電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、算入日から1年間に限って開示予定期間（算入日から1年内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、次の数値とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※3 令和5年度の未利用エネルギーの活用状況とは、令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

(算定方式)

$$\text{活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - (1) 工場等の廃熱又は排圧
 - (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）」第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - (3) 高炉ガス又は副生ガス
3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和5年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

改 正 前

※4 令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべてkWh）。

- (1) 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端）
- (2) 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端）
- (3) グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（令和4年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (4) J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（令和4年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (5) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（令和4年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (6) 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーであることが判別できる非FIT非化石証書の量（令和4年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (7) 令和4年度の供給電力量（需要端）

(算定方式)

$$(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)$$

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況（%）} = \frac{(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)}{(7)} \times 100$$

1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（インバランスマッチングを受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)）には他電気事業者への販売分は含まない。
3. 令和4年度の供給電力量（(7)）には他電気事業者への販売分は含まない。

※5 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節

改 正 後

※4 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべてkWh）。

- (1) 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端）
- (2) 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端）
- (3) グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（令和5年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (4) J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（令和5年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (5) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（令和5年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (6) 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーであることが判別できる非FIT非化石証書の量（令和5年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (7) 令和5年度の供給電力量（需要端）

(算定方式)

$$(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)$$

$$\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（%）} = \frac{(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)}{(7)} \times 100$$

1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（インバランスマッチングを受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)）には他電気事業者への販売分は含まない。
3. 令和5年度の供給電力量（(7)）には他電気事業者への販売分は含まない。

※5 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節

電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

改 正 前

様式1

静岡県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住所

名称

代表者氏名

下記報告内容に相違ないことを誓約します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示情報

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況

	項目	自社の基準値	評価点
①	1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) ※事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数		
②	未利用エネルギーの活用状況 (%)		
③	再生可能エネルギーの導入状況 (%)		
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 (いずれかに○を付ける)	(取組の有無) 実施・未実施	
①～④の合計			

※ (参考情報) 電力供給可能地域

電力供給可能地域に○をつける	・東京電力管内（富士川以東）	・中部電力管内（富士川以西）
----------------	----------------	----------------

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に算入した電気事業者(算入から1年以内)であって、電源構成を開示していない者は、算入日及び開示予定期(算入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「評価点」には、別紙1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は算入日及び開示予定期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を入札適合者とする。

注4) 1及び2の項目を満たすことを示す書類を添付すること。

改 正 後

様式1

静岡県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住所

名称

代表者氏名

下記報告内容に相違ないことを誓約します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示情報

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	評価点
①	1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) ※事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数		
②	未利用エネルギーの活用状況 (%)		
③	再生可能エネルギーの導入状況 (%)		
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 (いずれかに○を付ける)	(取組の有無) 実施・未実施	
①～④の合計			

電力供給可能地域

電力供給可能地域に○をつける	・東京電力管内（富士川以東）	・中部電力管内（富士川以西）
----------------	----------------	----------------

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に算入した電気事業者（算入から1年以内）であって、電源構成を開示していない者は、算入日及び開示予定期（算入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「評価点」には、別紙1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は算入日及び開示予定期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を入札適合者とする。

注4) 1及び2の項目を満たすことを示す書類を添付すること。